

令和3年度

第1回加東市農業委員会総会（定例会）議事録

1. 開催日時 令和3年4月21日（水）午後3時00分～午後4時30分
2. 開催場所 加東市役所3階301・302会議室
3. 出席職員 事務局長 鈴木 敏久 事務局次長 藤本 弘子
主査 松岡 玲平
4. 出席委員
1)宮脇 栄一 2)萩原 雅 3)藤本 賢一 4)國井 久明
5)下山 貞三 6)冢永 義彦 7)野瀬 光 8)藤浦 春治
9)藤本 一信 10)藤川 克弘 11)小西 輝明 12)西嶋 芳幸
13)橋本 政明 14)内藤 秀幸 15)宮田 岩生
(1)加古 和男 (2)田中 正治 (3)藤本 正幸 (4)高橋 強
(5)伊藤 一徳 (6)末廣 信久 (7)小薮 正明 (8)田中 豊
(9)栗田 正幸 (10)藤本 和之 (11)片山 和則 (12)坂本 明史
5. 議事録署名委員 3)藤本 賢一 5)下山 貞三
6. 現地確認 7)野瀬 光 8)藤浦 春治
(7)小薮 正明 (8)田中 豊 (9)栗田 正幸
7. 会議に附したる議案等
 - 1) 開 会
 - 2) 会長挨拶
 - 3) 議事録署名委員の指名
 - 4) 議 事
 - <議案>

第1号議案	農地法第3条の規定による許可について	2件
第2号議案	農地法第4条の規定による許可について	3件
第3号議案	農地法第5条の規定による許可について	1件
第4号議案	非農地証明願いの承認について	8件
第5号議案	農用地利用集積計画の決定について	45件
第6号議案	農地法施行規則第29条(200㎡未満)の規定による確認について	1件
 - <報告>

報告第1号	市街化区域内の農地法第4条の届出について	2件
報告第2号	市街化区域内の農地法第5条の届出について	4件
報告第3号	農地の貸借の合意解約通知について	3件
 - <協議>

協議第1号	農地法第3条第2項第5号の別段の面積について	1件
-------	------------------------	----
 - 5) その他
 - 6) 閉 会

事務局

ただいまから、令和3年度第1回加東市農業委員会総会4月定例会を開催いたします。

本日の出席委員は15名全員出席ですので、加東市農業委員会総会会議規則第9条の規定によりこの会議が成立しましたことをご報告いたします。

本日は、現委員での最後の総会ですので、農地利用最適化推進委員全員の方に出席していただいております。

それでは、開会にあたりまして國井会長からご挨拶申し上げます。

会 長

～國井会長あいさつ～

議 長

ただいまから、令和3年度第1回4月定例会を開催いたします。

本日現地調査をしていただきました、野瀬委員さん、藤浦委員さん、小藪推進委員さん、田中推進委員さん、栗田推進委員さんありがとうございました。のちほど報告をお願いします。

本日の議事録署名委員に3番の藤本委員さんと、5番の下山委員さんを指名しますので、よろしくをお願いします。

それでは、議案の審議に入ります。

第1号議案「農地法第3条の規定による許可について」を議題とします。事務局から議案の朗読をお願いします。

事務局

～第1号議案を朗読～

議 長

続きまして、内容説明をお願いします。

事務局

番号1、資料P1に申請地と譲受人の耕作地位置図をつけております。

申請地は、譲受人の自宅に隣接し耕作に便利のため、購入したいという申請です。譲受人は、現在も適正に耕作されており、必要な農業機械類も備えておられます。

番号2、資料P2に申請地と譲受人の耕作地位置図をつけております。

譲渡人は申請地を相続されましたが、遠方で耕作できないため、親戚にあたる譲受人に贈与したいという申請です。

なお、今回の申請にあたりまして、譲受人の耕作地の中に非農地化した農地と、農業倉庫を設置した農地があることがわかったため、現在農振除外の手続き中です。したがって、除外後に非農地と農業倉庫の届出をしますという確約書を出しておられます。その他の耕作地については適正に耕作されており、必要な農業機械類も備えておられます。

以上で、第1号議案の説明とさせていただきます。

議 長

内容説明は終わりました。ただいまから審議を行いますが、何かご意見はありませんか。

各委員	～意見なし～
議 長	意見がないようですので、採決いたします。 第1号議案「農地法第3条の規定による許可について」は、原案のとおり許可することに賛成の方は挙手をお願いします。
各委員	～全員挙手～
議 長	はい、ありがとうございました。全員挙手にて第1号議案については、原案のとおり許可することとします。 続きまして、第2号議案「農地法第4条の規定による許可について」を議題とします。議案の朗読をお願いします。
事務局	～第2号議案を朗読～
議 長	この件に関しましては、現地調査をお願いしておりますので、〇〇委員さん、報告をよろしく願いいたします。
現地調査委員	農地法第4条の現地調査の結果を報告します。 第2号議案、番号1の〇〇字〇〇ほか1筆は、〇〇から東約380mにあり、現場は雑種地でありました。 続きまして、番号2の〇〇字〇〇は、〇〇から南東約160mにあり、現場は雑種地でありました。 続きまして、番号3の〇〇字〇〇ほか2筆は、〇〇の東約50mにあり、現場は雑種地でありました。 以上、報告を終わります。
議 長	はい、ありがとうございました。続いて、内容説明をお願いします。
事務局	番号1、資料P3に申請地位置図、P4に事業計画図、P5に土地造成断面図をつけております。 申請地は、〇〇の申請人の自宅に隣接する小さな農地で、申請人の孫が就職し、通勤用自動車の駐車場が必要になったため転用したいという申請です。申請地は、令和3年3月に農業振興地域の農用地から除外されており、東播用水の受益地外で、第2種農地に該当すると考えます。 番号2、資料P6に申請地位置図、P7に土地利用計画図をつけております。 申請地は、〇〇の集落内に介在する畑で、申請人は相続されましたが遠方で耕作できず土地の利用方法を検討されていたところ、住宅のリフォームを請負う会社に露天資材置場として貸す話がまとまり、転用を申請され

ました。なお、〇〇と〇〇に分かれています。これは税務課が課税上、畑と溝（用水路）に分けるための仮地番で、道路沿いに溝があるのですが、登記上は畑と一体になっています。申請地は農業振興地域の農用地外で、加古川西部土地改良区の受益地外であり、第3種農地に該当すると考えます。

番号3、資料P8に申請地位置図、P9に土地利用計画図、P10に計画断面図をつけております。

申請地は、昨年7月に3条許可を得て取得された農地で、耕作放棄地をきれいにしてトマト栽培のビニールハウスの設置を計画され、昨年9月に〇〇の部分の敷き上げ工事の届出をされました。しかし、ハウスの設置のためには、全体を造成する必要性が生じたということで、今回、農地造成工事のための一時転用許可を申請されました。

個人で農地を改良するための工事を行う場合、工事期間が3か月以内で、かつ、面積が3,000㎡未満の場合は、農業委員会への届出のみでよいのですが、3か月を超える、又は面積が3,000㎡以上の場合は、知事の許可をとる必要があります。今回は3か月で面積も合計で4,400㎡ほどありますので、知事の一時的転用許可を申請されました。

申請地は、農業振興地域の農用地外で、第2種農地に該当し、東播土地改良区からは支障ない旨の意見書が出ています。

以上で、第2号議案の説明とさせていただきます。

議 長 内容説明は終わりました。ただいまから審議を行います。何かご意見はございませんか。

各委員 ～意見なし～

議 長 意見がないようですので、採決いたします。
第2号議案「農地法第4条の規定による許可について」は、原案のとおり許可相当という意見を付けて、県知事に送付することに賛成の方は、挙手をお願いします。

各委員 ～全員挙手～

議 長 はい、ありがとうございました。全員挙手にて、本案を許可相当という意見を付けて、県知事に送付します。
続きまして、第3号議案「農地法第5条の規定による許可について」を議題とします。議案の朗読をお願いします。

事務局 ～第3号議案を朗読～

議 長 この件に関しましても、現地調査をお願いしておりますので、〇〇委員

	<p>さん、説明をよろしくお願ひいたします。</p>
<p>現地調査委員</p>	<p>農地法第5条の現地調査の結果を報告します。 第3号議案、番号1の〇〇字〇〇ほか3筆は、〇〇の北西約100mにあり、現場は雑種地でありました。</p> <p>以上、報告を終わります。</p>
<p>議 長</p>	<p>はい、ありがとうございました。続いて、内容説明をお願いします。</p>
<p>事務局</p>	<p>番号1、資料P11に申請地位置図、P12に土地利用計画図をつけております。</p> <p>申請地は、周辺の農地より一段高い地形で、登記上はほとんどが雑種地ですが、昭和50年頃に農業用ハウスを設置して以来、畑として利用されてきました。しかし、近年は適切に管理されておらず、昨年、農業用ハウスを撤去されました。本日、この件について、議案書及び資料の差替えをお願いすることになった理由ですが、当初の申請には登記地目が雑種地で現況が畑の部分、差し替え後の資料では色が白くなっている部分が含まれており、ここに農業用ハウスが設置され、全体が農振農用地でした。しかし現在、ハウスが撤去されて本来の雑種地に戻っているため、農地ではなく、許可の対象外であると県から指摘があり、申請地から外すことになりました。</p> <p>登記地目が山林や雑種地でも、現況が農地として耕作されていれば転用許可が必要となるので、事務局としては、昨年までハウスがあり農地として使われていたので許可対象であると判断していたのですが、もともと農地ではない土地は、申請の時点で元の地目に戻っていたら許可不要ということでした。申請人の方にもその分は取り下げさせていただくということをお願いいたしました。事務局の不勉強で差し替えとなり申し訳ありません。</p> <p>したがって、計画地の両端にある、畑の部分のみが申請地となります。借受人は、申請地付近で鉄工所をされている方で、原材料等の資材置場として借りたいという申請です。申請地は昨年11月に農業振興地域の農用地から除外されており、東播用水の受益地外で、第2種農地に該当すると考えます。</p> <p>以上で、第3号議案の説明とさせていただきます。</p>
<p>議 長</p>	<p>内容説明は終わりました。ただいまから審議を行いますが、何かご意見はございませんか。</p>
<p>各委員</p>	<p>～意見なし～</p>
<p>議 長</p>	<p>意見がないようですので、採決いたします。 第3号議案「農地法第5条の規定による許可について」は、原案のとおり</p>

	り許可相当という意見を付けて、県知事に送付することに賛成の方は、挙手をお願いします。
各委員	～全員挙手～
議 長	はい、ありがとうございました。全員挙手にて、本案を許可相当という意見を付けて、県知事に送付します。 続きまして、第4号議案「非農地証明願いの承認について」を議題とします。議案の朗読をお願いします。
事務局	～第4号議案を朗読～
議 長	この件に関しましても、現地調査をお願いしておりますので、〇〇委員さん、報告をよろしくお願ひいたします。
現地調査委員	非農地証明願いの現地調査の結果を報告します。 第4号議案、番号1の〇〇字〇〇は、〇〇の北西約200mにあり、現場は山林でありました。 続きまして、番号2の〇〇字〇〇は、〇〇の東約5mにあり、現場は道路でありました。 続きまして、番号3の〇〇字〇〇は、〇〇の南西約200mにあり、現場は宅地でありました。 続きまして、番号4の〇〇字〇〇ほか4筆は、〇〇の北約200mにあり、現場は宅地でありました。 続きまして、番号5の〇〇字〇〇は、〇〇の北約110mにあり、現場は道路でありました。 続きまして、番号6の〇〇字〇〇は、〇〇の南西約300mにあり、現場は雑種地でありました。 続きまして、番号7の〇〇字〇〇は、〇〇の南東約230mにあり、現場は宅地でありました。 続きまして、番号8の〇〇字〇〇は、〇〇の南東約200mにあり、現場は道路でありました。 以上、報告を終わります。
議 長	はい、ありがとうございました。続いて、内容説明をお願いします。
事務局	番号1、資料P13に位置図、P14に現況写真をつけております。 申請地は、約60年前から山林だったということで、昨年11月の農地パトロールで非農地判定をした土地です。農業委員会からの通知を受け、地目と現況を合わせるために非農地証明を申請されました。 番号2、資料P15に位置図、P16に現況写真をつけております。

申請地は、昭和46年頃に生活道路が通り、その後、残りの部分に申請人の弟が家を建てたということで、今回、経営転換協力金の申請にあたって地目が農地であると判り、地目と現況を合わせるために非農地証明を申請されました。申請地は、農業振興地域の農用地外で、東播用水の決済金は発生しています。

番号3、資料P17に位置図、P18に現況写真をつけております。

申請地には、昭和32年頃に住宅や倉庫、鶏舎が建てられ、宅地となりましたが、申請人が相続されるにあたって地目が農地であると知り、地目と現況を合わせるために非農地証明を申請されました。申請地は、農業振興地域の農用地外で、東播用水の受益地外です。

番号4、資料P19に位置図、P20に現況写真をつけております。

申請地は、平成6年頃に申請人の父が倉庫や納屋を建てて宅地として利用してきましたが、この度申請人が相続して地目が農地であると知り、地目と現況を合わせるため非農地証明を申請されました。申請地は農業振興地域の農用地外で、東播用水の受益地外です。

番号5、資料P21に位置図、P22に現況写真をつけております。

申請地は、昭和40年頃から自宅への進入路として利用されてきましたが、相続にあたって地目が農地であると判り、地目と現況を合わせるため非農地証明を申請されました。申請地は農業振興地域の農用地外で、東播用水の受益地外です。

番号6、資料P23に位置図、P24に現況写真をつけております。

申請地は、昭和40年頃に申請人の父が家を建てた時から宅地の一部として利用してきましたが、この度、宅地の売却にあたって農地が含まれていると判り、地目と現況を合わせるため非農地証明を申請されました。申請地は農業振興地域の農用地外で、東播用水の決済金は発生しています。

番号7、資料P25に位置図、P26に現況写真をつけております。

申請地は、昭和54年に隣接する工場の増築にあたり、その用地として申請人の父が農地の一部を提供されましたが、そのままになっており、今回相続された申請人が分筆し、地目と現況を合わせるため非農地証明を申請されました。申請地は農業振興地域の農用地外で、東播用水の決済金は発生しています。

番号8、資料P27に位置図、P28に現況写真をつけております。

申請地は、昭和54年頃から宅地の裏にある農地への進入路として利用されてきましたが、この度、分筆ができたので、地目と現況を合わせるため非農地証明を申請されました。申請地は農業振興地域の農用地外で、東播用水の決済済みです。

	<p>これら 8 件の農地につきましては、農地法第 2 条に規定する農地には該当せず、承認の要件を満たすものと考えます。</p> <p>以上で、第 4 号議案の説明とさせていただきます。</p>
議 長	<p>内容説明は終わりました。ただいまから審議を行いますが、何かご意見はございませんか。</p>
各委員	<p>～意見なし～</p>
議 長	<p>意見がないようですので、採決いたします。</p> <p>第 4 号議案「非農地証明願いの承認について」は、原案のとおり承認することに賛成の方は挙手をお願いします。</p>
各委員	<p>～全員挙手～</p>
議 長	<p>はい、ありがとうございます。全員挙手にて第 4 号議案については、原案のとおり承認することに決定しました。</p> <p>続きまして、第 5 号議案「農用地利用集積計画の決定について」を議題とします。議案の朗読をお願いします。</p>
事務局	<p>～第 5 号議案を朗読～</p>
議 長	<p>続きまして、内容の説明をお願いいたします。</p>
事務局	<p>議案書 P7 の番号 1 から 5 までが、賃貸借権の新規設定です。</p> <p>今回、P7 の番号 4 で、〇〇という〇〇の法人が新規で利用権設定されますが、〇〇に確認したところ、〇〇の認定農業者ではあるが、農地所有適格法人ではなく、一般法人だということでした。</p> <p>一般法人でも、解除条件付きの契約で、地域と協力をするといった連携協定をされれば、農地を借りることができます。〇〇では酒米を作られている〇〇や、トマトのハウス栽培をされている〇〇などが一般法人です。</p> <p>なお、農地所有適格法人は、農地を借りるだけでなく所有することもできる法人で、ただし、法人の売り上げの半分以上が農業収入で、社員の半分以上が農業関係者で、役員の一人は農作業に従事しなければならないといった要件があり、〇〇では〇〇や〇〇や〇〇が農地所有適格法人に該当しております。</p> <p>こちらは〇〇という名前ですが、一般法人に該当するということでした。</p> <p>一覧表に戻りまして、P7 の番号 6 から、P9 の番号 21 までが、賃貸借権の更新です。続いて、P9 の番号 22 から、P10 の番号 27 までが、使用貸借権の新規設定、続いて番号 28 から、P14 の番号 45 までが、使用貸借権の更新です。</p>

全体が、P6の集計表で、賃貸借権が23件、35筆、54,908㎡、使用貸借権が22件、71筆、81,148㎡、合計45件、106筆、136,056.71㎡に利用権が設定され、4月30日に公告される予定です。

以上で、第5号議案の説明とさせていただきます。

議長 内容説明は終わりました。ただいまから審議を行いますが、何かご意見ございませんか。

委員 P7の番号3で、利用権の設定をうける者として〇〇、利用権を設定する者として〇〇になっていますが、部落ということは地区ですね。そういった利用権設定はできるわけですか。

会長 個人ではできますが、部落ではできないですね。

委員 この件ですけども、〇〇の土地改良区の解散ということで、保留地を部落で買い上げたもので、今まで〇〇が耕作しておられたから、今度は村と利用権設定をしました。

事務局 すみません確認不足で、今、農地台帳の確認をしています。部落の場合は地縁団体という法人にしていないと部落名にはならないのですが、これは便宜上で〇〇と書いてありますが、実際の登記上の所有者というのは個人のお名前もしくは村の役員さん何人かの共有名義になっていると思います。〇〇自体は法人にはされていませんよね。

委員 3名で登記しています。

事務局 登記上は役員さんで何分の1になっているのだと思いますが、それを実際は地区の財産として管理しているということで、こういう風を書いて利用権設定を出されたのかなとは思いますが。実際契約するのは名義人の個人の方ですね。

会長 〇〇委員の言っているように、登記は3人だったらできる。うちの部落も池を潰してその分は3人で登記できている。

事務局 申し訳ございません、確認したところ〇〇外2名というのが本当の登記上の名義になっていまして、外2名の方は村の役員のお名前が入っているかと思いますが、正しい表記としましてはそう書くべきでした。その3名の方と〇〇が契約されるといった形が正式となります。村の方で書いてあるのをそのままここに載せてしまいまして、申し訳ありませんでした。

委員 そういった利用権設定はできると思いますが、〇〇と書いてあるから

	地区の個人とかで契約できるのかなと疑問に思いました。
議 長	他にございませんか。
各委員	～意見なし～
議 長	意見がないようですので、採決いたします。 第 5 号議案「農用地利用集積計画の決定について」は、原案のとおり承認することに賛成の方は挙手をお願いします。
事務局	～全員挙手～
議 長	はい、ありがとうございます。全員挙手にて第 5 号議案については、原案のとおり承認することに決定しました。 続きまして、第 6 号議案「農地法施行規則第 29 条の規定による確認について」を議題とします。議案の朗読をお願いします。
事務局	～第 6 号議案を朗読～
議 長	この件に関しましても、現地調査をお願いしておりますので、〇〇委員さん、説明をよろしく願いいたします。
現地調査委員	農地法施行規則第 29 条の現地調査の結果を報告します。 第 6 号議案、番号 1 の〇〇字〇〇の一部は、〇〇の南約 200m にあり、現場は宅地でありました。 以上、報告を終わります。
議 長	はい、ありがとうございます。続いて、内容説明をお願いします。
事務局	番号 1、資料 P4 に申請地位置図、P5 に事業計画図をつけております。 今回、議案書への登載が漏れており、当日配付となりました。申し訳ございません。 申請地は、の〇〇との市境附近にあり、平成 23 年に申請人が取得し、農地の隅に農器具用のコンテナを置いておられましたが、平成 27 年に農業倉庫を建てたということで、始末書を付けて申請されています。〇〇のほうで農地を購入されるにあたり、〇〇の農地の耕作証明書をとりに来られて判明しました。なお、申請地は農業振興地域の農用地外で、東播用水の決済金は発生しています。 この転用については、敷地面積が 75.6 m ² ですので、農地法施行規則第 29 条第 1 号に規定する 2a 未満の農業用施設に該当すると考えます。 以上で、第 6 号議案の説明とさせていただきます。

議 長	内容説明は終わりました。ただいまから審議を行います。何かご意見はございませんか。
各委員	～意見なし～
議 長	意見がないようですので、採決いたします。 第6号議案「農地法施行規則第29条の規定による確認について」は、原案のとおり承認することに賛成の方は挙手をお願いします。
各委員	～全員挙手～
議 長	はい、ありがとうございます。全員挙手にて第6号議案については、原案のとおり承認することに決定しました。 続きまして報告事項に入ります。報告第1号「市街化区域内の農地法第4条の届出について」事務局より朗読をお願いします。
事務局	～報告第1号を朗読～
議 長	続きまして、内容説明をお願いします。
事務局	番号1、資料P29に位置図をつけています。 申請地を、住宅の庭にする届出を受理しました。 番号2、資料P30に位置図をつけています。 申請地を、住宅及び駐車場用地の一部とする届出を受理しました。 これらの届出については、添付書類等、完備していたので、専決処理により、番号1は3月29日付、番号2は4月7日付で受理通知書を交付しました。 以上で、報告第1号の説明といたします。
議 長	内容説明は終わりました。届出書等については完備されておりますので、報告書のとおり専決処分の報告といたします。 続いて、報告第2号「市街化区域内の農地法第5条の届出について」事務局より朗読をお願いいたします。
事務局	～報告第2号を朗読～
議 長	続きまして、内容の説明をお願いします。
事務局	番号1、資料P31に位置図をつけております。 申請地を、分譲住宅用地及び通路にするための届出を受理しました。 番号2、資料P32に位置図をつけています。

申請地を、分譲住宅用地にするための届出を受理しました。
番号 3、資料 P33 に位置図をつけています。
申請地を、一般住宅用地にするための届出を受理しました。
番号 4、資料 P34 に位置図をつけております。
申請地を、分譲住宅用地にするための届出を受理しました。

これらの届出については、添付書類等、完備していましたので、専決処理により、番号 1、2 は 3 月 26 日付、番号 3、4 は 4 月 7 日付で受理通知書を交付しました。

以上で、報告第 2 号の説明といたします。

議 長

内容説明は終わりました。届出書等については完備されておりますので、報告書のとおり専決処分の報告といたします。

続きまして、報告第 3 号「農地の貸借の合意解約通知について」事務局より朗読をお願いします。

事務局

～報告第 3 号を朗読～

議 長

続きまして、内容の説明をお願いします。

事務局

番号 1 は、双方合意により戦前からの小作権を解約し、解約後は自作される予定です。

番号 2 は、双方合意により利用権を解約し、解約後は借り人を変更して利用権設定される予定です。

番号 3 は、双方合意により無条件で利用権を解約し、解約後は第 1 号議案で許可いただきましたとおり、借り人へ贈与されます。

以上で報告第 3 号の説明とさせていただきます。

内容説明は終わりました。届出書等については完備されておりますので、報告書のとおり専決処分の報告といたします。

続いて、協議事項に入ります。

事務局より提案内容の説明をお願いいたします。

事務局

～協議第 1 号を朗読～

議案書 P18 をご覧ください。

農地法第 3 条の規定により農地の権利取得を許可する場合、取得する面積を含めて、北海道では 2ha、他の都府県では 50 a に満たない場合は、許可することができません。

この下限面積については、各農業委員会が地域の状況に応じて設定することができ、加東市農業委員会では、平成 21 年 12 月 15 日から、市内全域における下限面積を 30 a と定めていますが、これは毎年調査の上、

見直す必要があります。

下限面積の基準は、下限面積未満の農家が、全体の4割以上を占めていることとなっています。令和3年4月1日現在、加東市では、耕作面積20a未満の農家は39.8%ですが、30a未満の農家は47.5%と、全体の4割以上を占めています。

よって、今年度も下限面積は修正せず、従来どおり30aとする案を事務局案として提案させていただきますので、ご協議のほど、よろしくお願い申し上げます。

議長

ただいま、事務局より下限面積について提案がありましたが、30aとさせていただきますと思っておりますが、よろしいでしょうか。

各委員

～意見なし～

議長

意見がないようですので、下限面積は変更しないこととします。

以上で本日の議案は、全て終了いたしました。慎重に審議を賜り、ありがとうございました。次に「その他」に入ります。事務局からの提案があれば説明をお願いします。

事務局

今回で皆さまが定例会に出ていただくのは最後ということですが、任期としましては5月14日までとなります。何もなければ今回お集まりいただくのが最後になるということで、先ほど積立金を精算させていただいたかと思っております。受領書のほうを書きいただきまして、窓口にお渡ししていただきたいと思っております。明細は封筒につけておりますが、コロナの影響がありまして、視察研修等ができなかった関係でお返りする分がたくさん発生しております。ご確認のほうよろしくお願いいたします。

机の上に黄緑色の全国農業新聞のチラシをお配りさせていただいておりますが、今現在、全国農業新聞を委員さん方のほうにお届けさせていただいております。5月いっぱいまでこちらから送らせていただきます。そこで、もしよろしければ引き続き購読をして頂けましたらと、申込書をお配りさせていただきました。今までは無料でしたが、今後引いていただける場合は、一月700円となっております。口座引き落としか現金払いがございます。もしよければ購読のほうよろしくお願いいたします。

先ほど申したとおり、任期は5月14日までございますので、名札やそういったものはまだお持ちいただいて結構ですけれども、終わりましたらご自分で破棄していただいたら結構ですし、市役所に来られる際にこちらへ返却していただいても結構でございます。これまでの議案書や議案の資料は個人情報も入っておりますので、処理に困るといったお声もお聞きしておりますので、こちらのほうまで持ってきていただきましたら機密文書と一緒に処分をさせていただきますので、もしお邪魔になる

ようでしたらお持ちいただいて大丈夫です。

引き続き委員さんとして継続してくださる方もいらっしゃいますが、5月15日で退任される委員さんにつきましては、農業委員、推進委員といった身分からは離れられますが、農業委員、推進委員をされている間にお知りになった個人情報等は、お辞めになった後も口外してはいけないといった決まりがございますのでよろしくお願いいたします。

また、お辞めになられましても、地域の農業にはもちろん今後も携わられると思いますし、こちらも色々とお尋ねしたり、ご協力をお願いしたりすることがあるかと思えます。また反対に、地区のほうで前に委員をされていたからといって相談を受けられるとか何か教えてもらいたいと、村の方から頼まれたり聞かれたりとあるかとは思っています。そういったときは事務局のほうへお電話いただくとか来ていただきましたら、これまでと変わらずご相談やご協力させていただきます。こちらからも無理を言うかもしれませんが、今後もよろしくお願いいたします。

事務局からは以上です。

議 長

これをもちまして、令和3年度第1回総会4月定例会を閉会いたします。

会議のてん末を期して、相違ないことを認め、署名、捺印をいたします。

議 長 國井 久明

議事録署名委員 藤本 賢一

議事録署名委員 下山 貞三